

第百九回国会 大蔵委員会 議 録 第三号

昭和六十二年八月十八日(火曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 池田 行彦君

理事 大島 理森君

理事 笹山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 宮地 正介君

理事 新井 将敏君

理事 石破 茂君

理事 遠藤 武彦君

理事 古賀 正浩君

理事 杉山 憲夫君

理事 戸塚 進也君

理事 村井 仁君

理事 山本 幸雄君

理事 沢田 広君

理事 日笠 勝之君

理事 矢追 秀彦君

理事 正森 成二君

出席國務大臣

大蔵 大臣 宮澤 喜一君

出席府縣委員

大蔵政務次官 中西 啓介君

大蔵省主計局長 斎藤 次郎君

大蔵省主税局長 水野 勝君

大蔵省理財局長 足立 和基君

大蔵省証券局長 藤田 恒郎君

国税庁次長 日向 隆君

委員外の出席者

国土庁大都市圏整備局長 鶴井 哲夫君

通商産業省産業政策局長 広瀬 勝貞君

郵政省電気通信局長 濱田 弘二君

局電気通信事業部長 濱田 弘二君

建設省住宅局長 三井 康壽君
宅総務課長
大蔵委員会調査室長 矢島錦一郎君

委員の異動

八月十八日

辞任

村上誠一郎君

同日

辞任

古賀 正浩君

補欠選任

古賀 正浩君

補欠選任

村上誠一郎君

八月十八日

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四号

七月三十日

大型間接税の導入反対等に関する請願(寺前巖)

君紹介(第二八号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第二九号)

同(金子満広君紹介)(第一〇〇号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第一〇一号)

同(矢島恒夫君紹介)(第一五五号)

登録免許税の課税標準価額の引き上げ反対に関する請願(正森成二君紹介)(第三〇号)

大型間接税の新設反対等に関する請願(小野信一君紹介)(第六二号)

大型間接税の導入反対、所得税の減税等に関する請願(小野信一君紹介)(第六三号)

大型間接税の新設反対等に関する請願(柴田睦夫君紹介)(第八三三三)

同(不破哲三君紹介)(第八四四号)

マル優制度の存続に関する請願(串原義直君紹介)(第一一四号)

同(清水勇君紹介)(第一一五号)

同(中村茂君紹介)(第一五六号)

大型間接税の導入反対、マル優の存続等に関する

る請願(安藤巖君紹介)(第二二八号)

同(石井郁子君紹介)(第二二九号)

同(若佐恵美君紹介)(第二三〇号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第二三二二)

同(金子満広君紹介)(第二三三二)

同(経塚幸夫君紹介)(第二三三三)

同(工藤晃君紹介)(第二三四四)

同(兄玉健次君紹介)(第二三五五)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第二三六六)

同(田中美智子君紹介)(第二三七七)

同(辻第一君紹介)(第二三八八)

同(寺前巖君紹介)(第二三九九)

同(中路雅弘君紹介)(第二四〇〇)

同(東中光雄君紹介)(第二四一一)

同(藤田スミ君紹介)(第二四二二)

同(藤原ひろ子君紹介)(第二四三三)

同(正森成二君紹介)(第二四四四)

同(松本善明君紹介)(第二四五五)

同(村上弘君紹介)(第二四六六)

大型間接税の導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(田中恒利君紹介)(第一四七号)

大型間接税の導入・マル優の廃止反対等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一四八号)

同(佐藤祐弘君紹介)(第一四九号)

同(柴田睦夫君紹介)(第一五〇号)

同(中島武敏君紹介)(第一五一二)

同(野間友一君紹介)(第一五二二)

同(不破哲三君紹介)(第一五三三)

同(山原健二郎君紹介)(第一五四四)

八月四日

大型間接税の導入反対等に関する請願(浦井洋君紹介)(第一七〇号)

同(中島武敏君紹介)(第一七一七号)

同(山原健二郎君紹介)(第一七二二)

同(不破哲三君紹介)(第二一九号)

マル優制度の存続に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第二二〇号)

同(石井郁子君紹介)(第二二九号)

同(若佐恵美君紹介)(第二三〇号)

同(岡崎万寿秀君紹介)(第二三二二)

同(金子満広君紹介)(第二三三二)

同(経塚幸夫君紹介)(第二三三三)

同(工藤晃君紹介)(第二三四四)

同(兄玉健次君紹介)(第二三五五)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第二三六六)

同(田中美智子君紹介)(第二三七七)

同(辻第一君紹介)(第二三八八)

同(寺前巖君紹介)(第二三九九)

同(中路雅弘君紹介)(第二四〇〇)

同(東中光雄君紹介)(第二四一一)

同(藤田スミ君紹介)(第二四二二)

同(藤原ひろ子君紹介)(第二四三三)

同(正森成二君紹介)(第二四四四)

同(松本善明君紹介)(第二四五五)

同(村上弘君紹介)(第二四六六)

同(不破哲三君紹介)(第二四七七)

同(中島武敏君紹介)(第二四八八)

同(野間友一君紹介)(第二四九九)

同(東中光雄君紹介)(第二五〇〇)

同(不破哲三君紹介)(第二五一一)

同(山原健二郎君紹介)(第二五二二)

同(矢島恒夫君紹介)(第二五三三)

同(山原健二郎君紹介)(第二五四四)

同(正森成二君紹介)(第二五五五)

同(村上弘君紹介)(第二五六六)

同(矢島恒夫君紹介)(第二五七七)

同(正森成二君紹介)(第二五八八)

同(矢島恒夫君紹介)(第二五九九)

同(矢島恒夫君紹介)(第二六〇〇)

同(矢島恒夫君紹介)(第二六一一)

同(矢島恒夫君紹介)(第二六二二)

同(矢島恒夫君紹介)(第二六三三)

同(矢島恒夫君紹介)(第二六四四)

これは外国から非常に強い批判が今までございました。言いかえれば、貯金に補助金を与えているという制度である。ほかの国でやっていないのに日本だけがこれをやっておるから、貯金が非常にたまって、結局それが円高の原因になっておる。」「日本だけが」、こういうふうにはつきりとおっしゃっております。私も本会議、最前列でございまして、よくこの発言は記憶をしておるわけでございます。」「日本だけがこれをやってお

のか、これについてお伺いします。

○水野政府委員　これは、ただいま申し上げましたように、日本におきましては個人貯蓄の七割、金額で申しますと二百八十七兆円、こういうたものが非課税対象になっておる。それに対しまして、イギリス、フランス等におきましては、文字どおりの少額貯蓄と申しますか、極めて一部の貯蓄につきまして非課税とする制度があるというふうなことから、一般的なお話といたしまして諸外国には見られないというふうな御答弁がされておったのではないかと思うわけでございます。私どもも、予算委員会等におきまして総理が、外国にも小規模なものはある、しかしそれは、フランス

では例えば二十兆円、イギリスでは五兆円、そんな数字をもつて御答弁もしておられるケースもあるわけでございまして、制度としてそうした小さなものにはございすけれども、我が国と比較して比較できるような一般的な大幅な優遇措置はない、そういう趣旨でそのような御答弁がされておられたというふうに私どもは理解をいたしておるわけでございます。

○日笠委員　そうすると、これはちょっと言い過ぎということですね。日本だけという断定した言い方でございます。正確な言い方をしていたかどうか、本会議でおっしゃるようなことは、こう

やって官報号外で国民の皆さんに広く目にとまる
わけでございます。そういうふうな印刷物として
出回るものに、知らない人がこれを見ると、日本
だけがやっているのか、それは外国から言われて

か。いわゆる六十五歳以上の方とか母子家庭の方とかこういう社会的弱者の方々に配慮してそれは残すということでございます。マル優制度という名称にするのでしょうか、それとも新型マル優制度というのでしょうか、ないしは弱者救済少額貯蓄非課税制度というのでしょうか。名称、この辺はどういうふうにお考えですか。

○水野政府委員 マル優と申しますのは、いわば俗称と申しますか、一般的な呼び名でございます。法律的に申し上げますと、現在の所得税法では「少額預金の利子所得等の非課税」という条文で構成をされております。今回御提案してございします法律改正案におきましては、「老人等の少額預金の利子所得等の非課税」ということで、従来の名称に「老人等の」という言葉を付加させていただきます。これに「老人等の」というのが法律の姿でございますが、これが今後一般的に世の中でどのように呼ばれることになるかは、今後の社会の受けとめられ方によるのではないかと申すわけでございします。○日笠委員 では、いよいよNTTの法律にいかないと、もう時間が半分過ぎましたので、ちょっと回り道いたしましたけれども、NTT関連二法案の審議、まずその周辺のことにつきましてお伺いしたいと思ひます。

NTT株の売却益を社会資本整備に使うという法案でございます。これはどうして減税に使わないのかということについては、この委員会でもたびたび論議されました。そこできょうは、私は皆さん方から今までお聞きした答弁もよく知っておりますので、大体総理大臣が昨年の衆参同日選挙のときに具体的にどういう発言をしたか、これは新聞報道でございしますので詳しくは言いません。ないわけでありませうけれども、例えば六月二十日、宇都宮市内においては、大型減税の必要を重ねて強調するとともに、財源については、首相自身としては、一、行政改革の推進、二、日本電信電話会社、すなわちNTTや日本航空の政府持ち株売却、三、国有財産の処分、このように発言をされておられます。また、六月三十日、札幌市

内においても、所得減税の財源についてはいろいろ知恵を使って努力したい。総理が一生懸命知恵を尽くして考えたということでしょうね。それは、NTTや日本航空の株の売却もある、こういうのです。このように総理大臣が国民に公約をされ、至るところで、所得減税の財源は、行政改革、それからNTT、日本航空の株の売却、国有地の売却、このように明確におっしゃっておられる。私も何回もテレビでおっしゃっているのを見、また聞いたわけでございします。

このように、総理は、知恵を使って努力したい、その中に、NTTの株の売却も所得減税の財源である、こういうふうに至るところでおっしゃっている。国民は全くそれを信用したと思うので、それなりのなせかNTT関連二法案では全然減税のことは触れていない。全部社会資本の整備に回してしまふ。どうも総理が独断でおっしゃっているのか。先ほどから私が何回も申し上げているように、巷間、総理は税制音痴だ、財政音痴だと言われている、それをまさに助長させているようなことにもなるわけでありませう。そのみならず、我が党、また野党の皆さん方も、減税に使うべきである、その財源にすべきである、こういうふうな本会議やいろいろな委員会でも申し上げると、減税の財源に使うのは不適当であるなどというようなことをはつきりとおっしゃる。一年前に言ったことと今と全然違うというまことに驚くような変心ぶりでございます。

これについて、担当局の方は総理のおっしゃっていることを素直に行政に反映させようという一つの姿勢がないのではないかと。総理に勝手に言わせておけばいいよ、あとはこちらが適当にやりませうというふうにもとれるのです。ますます税制音痴だということをお助長させておるようにもとれるわけですが、一体全体総理がこれは何回も減税の財源にするとおっしゃっているのに今回NTTの関連二法案については一切そういうことが言われてない、これについても一度明確なるお答えをいただきたいと思ひます。これは大臣から。

○宮澤国務大臣 それはむしろ私からお答えを申し上げるべきことかと存じます。

私が昨年大蔵大臣に就任いたしました直後でございますが、今後の財政、税制等を考えまして、総理の言われるNTTも一つの財源である、総理はそういう意味で言われたと考えるのでございませう。そういうお考え方もございませう、NTTというの国民の過去の努力の集積でございませうから、今後の投資的な目的に使うことができるならば適当であらう、また、しばらくの間NTT株の売り払いはできませんけれども、それもあるときまであつて、いわば恒久的な財源とは申しにくいということもございませうから、私が工夫をしてみますのでございませう。NTTを社会資本充実にしよう、私としても努力をいたしてみますということを申し上げた経緯がございします。

昨年の暮れごろになりまして、NTTの株式を何かそういう方向に、社会資本充実に使う方がいいのではないかとということで事務当局に検討を指示いたしましたわけでございませう、その後そういう明確な方向もだんだん方向として浮かび上がつてまいりましたし、また経済の動きもこういうふうになつてまいりましたので、総理のお許しを得てこういう形で運営をさせていただきたい。総理大臣ももともとこれが唯一の財源だと言われたわけではございませう、要すればこれも一つの考え方であらうと言われたわけでございませう、幸いにして今年度の減税につきましても財源等の目当てもだんだんついてまいりましたので、こういうことでお願いをいたしたいと考えております。

○日笠委員 知恵を使つてとおっしゃっておりますし、財源の一つであらうというその一つも実現されないということですね。NTTの株、日本航空の株、それから国有地売却、一つもそれが実施されない、その程度の総理の発言の重みである、このようにとらざるを得ないわけでございます。これは私は厳重に申し上げておきたいと思ひます。

今度はNTTそのものの会社の経営内容、実態というもののについて、これはやはりいい内容にしたいだかないと株価も上がらないわけでございます、NTTの会社の経営実態に関するということについて何点かお聞きしたいと思ひます。

一つはテレホンカード。最近一億枚以上も発売をされておられるようでございませう。このテレホンカード、大変集まりませう。特に田舎に行きますとテレホンカードが使えない電話機が公衆電話に至るところにある。そういうところでも、ちょっとした町の開店記念日だ、開店何十周年記念だとか結婚式の引き出物だとか、たくさんテレホンカードが集まるわけでございます。しかし使おうにも電話機がない。まだテレホンカードの使える電話機は二〇％ぐらいでございませうかということでございます。今後ふえるとは思ふのですけれども、そこでこういうふうな御意見を言う方がいらつしやいます。どうせ電話料金を払うものが、代金前払い制度のテレホンカードであるわけでございますので、どうせなら電話料金の精算にも使つてもいいのではないかと申すわけでございませう。ですから、例えば我が家の電話料金が五千円だったといへば、テレホンカード五百円のものが十枚ある、それでひとつづつ精算をお願いしようという、これはまさに国民の声をNTTの皆さんも聞いてもいいんじゃないかと。どうせ前払いで払ったお金です。その電話料金をテレホンカードで精算をするということ、これはどうでしょうか。できませんか。

○濱田説明員 お答え申し上げます。

委員御指摘のように、テレホンカード、現在カード式の公衆電話専用で使われておるわけでございませう。カード式の公衆電話、現在十五万台でございませう。六十二年度中に二十七、八万台まで、増設の結果をこまめでいく予定でございませう。現在テレホンカードを公衆電話の支払いのみに使用していただいておりますわけでございますが、これを委員御指摘のように、こういう用途を限定せずに広く例えば電話料金等の支払いにも充たせる

ということにつきましては、紙幣類似証券取締法に抵触するおそれがある等の問題がございまして、現在のところただいまのような使途に限定しておるわけでございます。したがって、今後の問題といたしましては、これらの紙幣類似証券取締法等の関係法令の内容につきまして十分に検討、吟味される必要があるということでございまして、これとともに、直接の発行元でございますNTT、ここにおいて行われますところのお客様ニーズの具体的な把握とかあるいは事務処理面とか財務面等に与える影響、これらがNTTにおいて検討されるわけでございますが、こういう事業体においての検討の状況も十分フォローする中で郵政省といたしまして委員御指摘の問題について研究してまいりたいと考えておる次第でございます。

○日笠委員 今御答弁ありました紙幣類似証券取締法、これは管轄は大蔵省ですね。今言ったことはこの法律から見てできないのですか。どうでしょう。

○足立政府委員 紙幣類似証券取締法第一条にございますのは、紙幣類似の作用をなす証券について、大蔵大臣が、発行、流通、こういうものを禁止することができると規定されていることは御案内のとおりでございます。現在のテレホンカードにおきましては、カード利用の可能な公衆電話だけでございますので、紙幣類似の問題は出てこないというところでございますが、先生御提案のような電話料金の決済を行うということになりますと、この決済の方法が一体どういうことになるのか。決済といいますが、例えば金融機関であるとかあるいは郵便局であるとかいうところに個人がテレホンカードを持っていって、これで電話料金を払ってくださるという形をもしるといたしますと、それは個人の預金口座に一般的な支払い手段としてテレホンカードを受け入れるということになるのでないか。そうなりますと、やはりこの紙幣類似証券取締法上ちょっと難しい問題が出てくるのでないかと実は考えております。

○日笠委員 今御答弁ありました紙幣類似証券取締法、これは管轄は大蔵省ですね。今言ったことはこの法律から見てできないのですか。どうでしょう。

すが、具体的なこの態様につきまして郵政省さんとも御相談しながら、今後の具体的なこのテレホンカード等につきましての取り扱いにつきましてまた御相談をさせていただいて検討を続けていきたいと思っております。

○日笠委員 デパートで商品を買いましたそれを銀行へ振り込む場合、まさかデパートの商品券で銀行に持っている人はいないわけですね。デパートへ直接行って物を買ったときにそのデパートの商品券で決済をするわけですね。ですから、先ほどおっしゃったように、電話料金を銀行へ振り込むときに、今のデパートと一緒に、テレホンカードを持っていて、これはあり得ることです。それは無理だと思えます。でなくして直接電話局へ行く。直接電話局へ、これを見てください。今月の明細五千円ですと、テレホンカード五百円の十枚出す。これだと別に、電話料金の決済ですから。これはどうですか。

○足立政府委員 先生の今のお話のように直接電話局へ持って行くという問題になりますと、私が先ほど申し上げたような問題にはなかならないと思います。ただ、今度は逆に、これはNTTでございますから全くそういう現実の問題というところは考えられないのでございますが、ある会社があるようなカードをいわずに前払いで売っておきまして、そのカードで何か物が支払われるのですよということになりますと、例えばその会社が非常に弱小な会社であつたというような場合にはまた問題が新たに生じ得るというような、いわば商品券と類似のような問題が出てくるという可能性はございます。しかし、今現実にNTTのテレホンカードと考えると、そういう支払い手段でありますと恐らく紙幣類似証券取締法の問題は少なくなるのでないか、そのように考えておりますが、検討させていただきますか。

○日笠委員 白紙のもとを代理店に渡してそこで印刷していくわけですから、もとはNTTが発行しておられるわけですから、しつこいようでございますが、これはひとつ前向きに検討していただ

かなければ、このテレホンカードの退職ということとで、せっかく前払いで払ったカードがそこらそんじに残って使えないということであればこれは国民生活にとってもマイナス面でございますから、これは前向きにひとつ検討していただきたい、かように思うわけでございます。

それからいわれる第二電電、三社はいいよい市外電話ということで参入をするわけでございまして。今のNTTは通話明細書発行サービスというのはどうなっておりますか。また、ほかの三社はそういうふうな体制でいくか、それもあわせて御答弁をお願いいたします。

○濱田説明員 NTTでは現在東京都と横浜市の一部におきまして料金明細内訳書サービスというのを希望される加入者の方につきまして行つておるわけでございます。実費といたしまして、郵送料のほか、明細書の作成にかかる費用、例えば一番最低の九枚までですと百円でございますが、こういういった料金を徴収するという仕組みになっております。

一方、この九月四日からいわれる新電電三社が東名阪の地域において電話サービスを提供するわけでございますけれども、三社とも、郵送料は別といたしまして、明細書の作成につきましては原則として無料でサービス提供を行うことといたしておるわけでございます。これが現在の実態でございます。

○日笠委員 郵送料は取られるのですか。私、電話で聞きましたら、郵送料もサービスしますと言っておりましたけれども、どうですか。

○濱田説明員 新電電三社、それぞれ、使用料金をはがきで通知されるところと、それからまた封筒で通知されるところとでちょっと分かれておるわけでございますが、封筒で前月の電話料金を通知されるという会社につきましては、その封筒におさめるような非常に少枚数のものでありますから郵送料は別途徴収しないわけでございますけれども、明細書の枚数が多くなりますと、やはり郵送料は別途徴収するというふうな形でもって

おやりになるというふうに承知いたしております。

○日笠委員 電話での聞き方が悪かったのでしょう。郵送料は無料ですか有料ですかと聞いたなら、無料ですとはっきりおっしゃいましたけれどもね。いずれにしても、新電電の方はそこまでサービスをしていく、片一方NTTの方はそういうサービスは実費をいただきます、郵送料もいただきます、これじゃNTTが民間になつたって新電電の方がサービスがいいということ、何のために民間になつたのか、こういうことにもなりかねないわけでございます。この点、ひとつ通話明細書の発行サービスについても新電電に肩を並べるようなサービスをやはり私たちユーザにしたいただかなければ困るわけでございますので、この点についてもよく検討をしていただきたいことをお願いをしておきたいと思ひます。じゃ、結構でございます。

じゃ、NTT関連法案の身について、もう時間がなくなりましたけれども、何点かお伺いしたいと思ひます。

いわゆるA、B、Cのタイプに分けてまして社会資本の整備をしていく、こういうことでございまして。それで、いずれにいたしましても最終的には返還をしていただきまして国債整理基金の方へ戻す、今度の法案はこういうふうな仕組みになっておるわけでございます。特にこのAとCでございますが、このAとCの場合、無利子貸し付けでございますが、もし万が一、大変収益が上がつた、公園に附属する駐車場をつくつた、その駐車場に無利子貸し付けしたけれども、これが物すごく駐車料金が高とん入つてもうかつている、こういう場合も考えられるわけでございます。そういう場合も無利子なんですか。将来ともに無利子でいく、こういうことでしょうか。

○斎藤(次)政府委員 今回の社会資本整備策は、現下の経済情勢に緊急に対処するというところで、無利子貸し付けというメリットを与えることで社会資本の整備を促進しようということで御提案申

上げていくわけでございます。このうち収益性のあるAタイプ及びCタイプの事業に対する貸し付けに際しましては、それぞれ、Aタイプについてはそれを所管する事業官庁、Cタイプにつきましては日本開発銀行等による審査ということで、法律で定める範囲内で各個別事業の収益状況に即した適切な償還条件等が定められるということでございます。収益が予想以上に上がった場合にも、利子を取るといことは、最初のいわば貸付条件がそういうぐあいに設定されますので、そういうことは考えておりません。また、そういうことで高収益が上がるような事業に対して無利子の貸し付けを行うというようにすることは考えていない。いわばそういう収益分岐点にあるような、いわばそういう無利子貸し付けを行うことによって促進できるような社会基盤を整備することによって広く社会基盤の整備を図っていく、そういう考え方でございます。

○日笠委員 収益が上がらないようなものに貸し付けをする。では、反対に、収益が上がらないどころか全然大損をするというのがありますね。公園のそばに駐車場をつつた、全然だれも使わない、もうとにかく返済できない、こういう場合はどうするのですか、反対に。そういうものに貸し付けするわけでしょう。返済できない。どうするのですか。そういうものは貸し付けをやらない、こういうことですか。

○斎藤（次）政府委員 いわば収益が上がるようなタイプの事業につきましては従来からいろいろ例えば開銀等の有利子貸し付けがあるわけですが、今回の法律は、いわばA、Cタイプと申しますのはそういう従来の有利子の貸し付けではなかなか促進されないというものに即してやるわけでございますので、確かにそういう危険はないとは申せないと申します。ただ、これを貸します場合にはそれぞれ所管の官庁あるいは開銀等が厳正な審査をやりまして十分にチェックをいたしますので、そのようなことは生じないというふうな仕組みになると私は考えておるわけでございます。

○日笠委員 その言葉を信用したいわけでございますが、今までのいろいろな補助金でも、漁港をつくったけれども全然だれも使っていない、そのために大きな冷蔵庫をつくった、これも全然使われてない、会計検査院が毎年毎年そういう報告書を山ほど出しておるわけでございますから、全然ないというのを信用したいけれども、これだけだんだん、三年ないし大臣の言葉を聞くと四年ぐらい、一兆二、三千億円ぐらいの規模でだんだんこうというわけですね。早く言えば、不要不急のもの以外、めくら貸し付けでありませぬけれども、どんなにいいわけでも、予算はあるのだというふうなことで、貸し付けた後に返済不能、不能というところで、結局先ほど大臣がおっしゃったようにNTTの貴重な国民の財産、これが国債整理基金に返ってこない、こういうものを内部でどうチエックするか、どのようにして貸し付けをきちっと見守っていくのか、そういう体制を組んでおるのですか、また組むのですか。

○斎藤（次）政府委員 Bタイプの事業につきましては、通常の補助金と同じようなことになりまして、A、Cタイプにつきましては御心配であろうかと思いますが、その点につきましては、私どもこれから十分注意していかなければいけないと思っておりますが、基本的には、国の事業者等に対する無利子貸付金というのは債権管理法が適用され適切な管理がされることになっております。したがって、債権の保全措置とか強制履行の請求等の手段もございまして、債権管理法に従ってそれぞれ厳正な管理を行っていくというぐあいに考えておるわけでございます。

○日笠委員 この貸付対象は、会計検査院の検査の対象になるのですか。

○斎藤（次）政府委員 対象になると考えております。

○日笠委員 では、大蔵省内部のそういうチェック機能、それから会計検査院の検査機能というものがスムーズにうまくいく、このように御信用申し上げておきたいと思っております。

さて、これから三年ないし四年間で社会資本整備というところで相当の金額が出ていくわけでございます。しかし、用地取得費というものは一体どう考えるのか。この用地取得費ということがネックになって、幾らお金を借りたくとも用地取得ができなければ何もできないという残事業というのは山ほどあるわけですね。この用地取得というものは無利子貸し付けの中で含まれるのでしょうか。カットして事業費だけなのか。どうでしょうか。

○斎藤（次）政府委員 今回の補正におきましては、その緊急性、経済効果を早くさせたいということと原則として用地取得費は認めないということにしておりますけれども、基本的には用地取得費は公共事業あるいは社会資本整備をしていく場合に必要なのでございまして、これは当然融資対象に含まれます。

○日笠委員 さらに聞きをいたしますが、これは社会資本整備に限るわけでございます。しかし、いろいろな方々がおっしゃっているのは、果たしてそれだけの事業ができるのだろうか、使えない、消化し切れない、そういう面も考えられる。と申しますのは、いわゆるミスマッチというところで、鉄筋工だとか型枠工だとか、そういう方々が非常に人材不足でございます。また、例えば当初一億円でできる予定のものが、今合板のパネル、木材を初めほとんど上がっておりますね。そういうようなことから見れば、地元にとっても超過負担ということも特にBタイプの場合考えられるわけでございます。一つは、使い切れない、消化し切れないという事態が考えられる、これについてはどうなのかということ、それから、Bタイプの超過負担した場合、この方の返済は一体どうなるのか、二つの点についてお聞かせ願いたいと思っております。

○斎藤（次）政府委員 Bタイプの無利子の貸付金は、いわば通常の公共事業の補助金と同じ扱いになるわけでございます。したがって、地方がその超過負担を生じるということは、いわば実施計画に当たって適正な執行が行われれば私どもは生じないというぐあいに考えておるわけでございます。また、この執行がことしの補正予算を含めまして執行可能かという問題は、最近確かに型枠工等一部に不足が言われておりますが、事業官庁の建設省等に伺いますと、それほどの問題はなくて、細心の注意を払って事業執行していけばそういう御心配なく事業の執行が円滑に行われるというぐあいに私も同様に考えておるわけでございます。私どもも今後ともその点については十分気を付けて執行を見守ってまいりたいと考えております。

○日笠委員 最後に、大臣に二点ほどまとめて伺いたします。一つは、使い切れない、消化し切れないというおそれもあるわけですね。用地取得費のいろいろな高騰の問題もございまして、またそれを極力削いて事業量ということでもやしていくということもございまして。そうしますと、私に言わせると、社会資本整備に限るのじゃなくて、減税も一つの案でございますが、それ以外にもODA予算とか科学技術振興費にするとか、そういうふうなことは考えないであくまでも社会資本整備費一本でいくのかですね。意味わかりますか。今後とも三、四年間はそれ一本で、社会資本整備費に限っていくのか。ODA予算とか科学技術振興費、国民の財産ですから、それをそういうところへ使っていくというふうなことは一切今後考えられないのかというのが一点。

それから最後に、こうやって貸し付けをいたしまして五年据え置きで二十年払いだとか三年据え置きで十五年払い、A、B、Cタイプあるわけでございますが、ほとんど返済金に目減りをするわけですね。例えば物価上昇から見ますと、六十二年を三〇としますと、二十年前の昭和四十二年は約三三で三分の一なんです。ですから、ほとんど返済されてくる、利子がかからないわけですから。しかし、それは実際目減りするわけですね。一兆円貸し付けたものは、二十年後には三千億円ぐらい

の価値しかないわけですね。そういう目減りというものもあるわけですね。ですからこの点について、国債整理基金に最後は返ってくるというけれども、返ってくるのは利子をつけて返ってくるんじゃないかと、どんどん目減りして返ってくるわけですね。そういうふうなことも考えられるわけですね。この二点についてどうお考えなのか、最後に聞きまして終わりたいと思います。

○宮澤国務大臣 最初にミスマッチのお話がございまして、先ほど政府委員が申し上げましたように、確かに一部の資料あるいは一部の特殊技術者等々についていろいろ話がございすけれども、これは我が国の経済全体から見ますとそんなに心配したことではない。むしろミスマッチという点であれば、本間に政府が応援の手を出さなければならぬ非常に経済が落ち込んだ地方がございすますが、そういうところでこういう仕事をうまく受け取ってくれるかどうか、またこれに適するようなプロジェクトがあるかどうかというところは、よほど私も考えてまいらなければなりませんので、地方の方でもそれなりに工夫をしていただいておりますが、その点は大事なことでありと思ひます。

それから、ODAであるとか科学技術等々にこの金を使うことはいか、ただいまそういうことを考えております。と申しますのは、この使途はBタイプを除きますと、結局産業投資特別会計あるいは国債整理基金に返ってまいらなければならぬ金でございすので、使い切りにするわけにはまいらないという性格がございす。それならば、なぜBタイプだけは出し切りになるかといへば、それは社会資本整備の緊急性があるということであらうと存じますので、そういう意味で、その他の目的に使うことは今考えておりません。第二の問題は、目減りの問題でございすますが、確かに十五年、二十年たちますと、貨幣価値が上がるかもしれない、経験的には何がしかそういうことがあるかもしれない。しかし、仮にそうでござい

しても、この結果、各地方で大きな仕事ができても、社会資本が整備されていけばそれで目的は達するわけにございすし、またさらに申しますならば、最終的に国債整理基金に返りまして償還をいたします国債そのものは、これも実はいわばノミナルで表示されておられるわけにございすから、その点は経済効果は同じになるのではないかとと思ひます。

今、Bタイプについてお答えいたしましたときに、ちょっと途中を省略したようなお答えの仕方をしていただきましたが、Bタイプへの支出は、御承知のようにいわば補助金等の前渡しのような格好になるわけでありまして、将来の補助金の支出によつて償還はされる。しかし、いわゆる前渡しをするこの意味は、社会資本の整備が緊急性がある、こういう意味合いである、こういうことを申し上げようといはした。御丁寧な御承知がとうございす。

○池田委員長 中村正男君。

○中村(正男)委員 今回、政府の方から所得税法等の一部を改正する法律案が、内閣提出第四号として出されてきたわけにございすますが、まず所得税の減税についてどういふ目的と考へ方を持っておられたのか、基本的な点をお伺ひしておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 本来、我が国の税制そのものが、シャウプ勧告以来非常に長い間根本的な改革をいたしておらなかったわけにございすので、そのことからきましていろいろの改革の必要は、所得税につきましても当然言へることにございす。殊に、最近目立ちますことは、所得税、殊に中堅サラリーマンの払います勤労所得についての所得税について、大変に重税感、圧迫感が強い。それは、他の所得、事業所得等々との関連においてよく言われることとございすますが、同時にまた、税率の累進の刻みが非常に小さうございすために、ちょっと昇給するとすぐに高い税金になる、働けど働けど楽にならないといったよ

うな、そういう重税感は何とか直しておく必要があるといふこともございまして、その階層を中心にしてできるだけ税率の刻みを緩やかにしよう、いわば最低税率が適用される所得の範囲をできるだけ広くしておこう、こういうこと、並びに配偶者特別控除等も新設をいたそうとしておられるわけにございす。一つはそういうような考慮でございす。余り所得税がきつくなりまして、やはり勤労意欲といふものを失わせることにもなりす。そういうことも考えた上でございす。

〔委員長退席、中川(昭)委員長代理着席〕

○中村(正男)委員 確かに、そういう勤労者の不公平税制といふことに対する是正、これが一番大きな私たちのまた期待するところでもあるわけにございす。もう一つグローバルな意味においては、一連の国際的な要請も含まれて、今国内で一番求められておりますのは、より質の高い個人消費の拡大、それによる内需の拡大、そして国際的な貿易摩擦の是正といふことが基本的にあるかと思ひます。そういう意味合いでは、今回の税制の改正では、規模的な面ではいささか我々としては十分だといふ立場をとっておるのですけれども、細かいたところはこの法案の審議のときにまた改めて質問をいたしますので、規模的な点についての具体的な数字と考へ方をちょっとお聞きをしておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 今回御提案申し上げておりますのは、前国会において御提案申し上げましたいわば長期的な税制改革全体を国会にお認めいただくことができませんでしたので、この際考へられるべき所得税等々の減税について御提案をいたしておるわけにございす。したがって、これから将来に向かひました問題は、税源等々の関連も考へながら、さらに一歩進みました所得税の本格的な総合的な減税といふところへ到達をしていきたいと私も考へておりますが、このたびは当面の措置につきまして御提案をいたしたわけにございす。

○中村(正男)委員 そうしますと、これをずっと積算いたしますと、所得税に關しては一兆三千億円、こういう数字になるわけですか。

○宮澤国務大臣 政府が御提案いたしておりますのは、一兆三千億円の所得税の減税をいたしたいと考へております。

○中村(正男)委員 既に与党、野党協議が重ねられておりますけれども、この臨時国会でスムーズにこの法案を成立させていくためには、一兆三千億円では余りにも野党との、我々の主張との開きがまだ大きくあると思うのですが、それをより接近させるといういま一度の政府・与党としての努力、あるいはそれに対する思い切った上積み額といふものについて、財政当局責任者としてはどのようにお考へになつておられますか。

○宮澤国務大臣 その点につきましては、政府が政府案を提案申し上げました後の段階におきまして、与野党の首脳部の間で会談が行われまして、八月七日に会談についていわば合意と申しますか、与党からの提案につきましての四つの合意ができておるといふふうに承知をいたしております。それによりまして、所得税の減税額についてはさらに二千億円を上積みする、それから六十三年度におきましては地方税を含めて二兆円を超える額とする、こういうことと承知をいたしております。このような各党間の合意点が、法案の審議を通じて具体的に修正という形になりまして、院の御意思ということになりすれば、政府といたしましてはもとよりそれを尊重いたさなければならぬと思つております。

○中村(正男)委員 一応、今後の与野党の協議を見守つていく、その段階において二千億円の積み上げが決められれば、それは財政当局としても具体的にそれを実施していく、そういうお考へのように受けとめたわけにございす。我々は、その二千億円の積み上げだけでは事態の解決にはならない、いま一度の上積みをするべきである、財源については確かにいろいろ難しい点もありますが、六十二年に限つて言うならばまだ上積みの財源措置

が可能ではないのか、こういう見方をしておりますけれども、そういう方向について、まだ二千億円をさらに上回っての対応も十分可能かどうか、一応大蔵省としては検討がされておられると思うのですが、その辺についてはどうですか。

○宮澤国務大臣 本来、政府の御提案いたしましたところは一兆三千億円の減税案であったわけですが、与野党の御協議の結果、それが二千億円上積みされるということは、率直に申し上げてやむを得ないことであらうというのが率直な感じでございます。と申しますのは、御指摘になりましたように財源の問題がございますし、それからやはりこういうことは一遍限りの減税ということではございませんで、恒久的なものと考えなければなりませんので、そういったしますと、将来の財源がどうなるかということも私どもとしては職責上当然考えます。といたしますとこれが限度であらう、今政府がどう思ふかとお尋ねであれば、合意ができればこれは尊重いたさなければならぬ、これが限度であらうか、こういうふうに考えております。

○中村(正男)委員 そうしますと、一応上積みの限界はもう二千億しか考えられない、それ以上の数字については財政当局としてはこれを実施はできない、こういうお考えですか。

○宮澤国務大臣 国会におきまして、そのような政府の考え方についてぜひ御配慮をお願いしたい、こういうことでございます。

○中村(正男)委員 ということは、明確に否定はされていない、与野党の協議がさらに前進をすれば、財政当局としても何らかの措置をしてそれに対応する、こういうお考えとして受けとめてよろしいでしょうか。

○宮澤国務大臣 国会の御意思をあらかじめそんなくいたしましてかれこれ申し上げることは非礼にわたるおそれもございしますが、政府といたしましてはこれが限界であるということは、これはどうしても申し上げざるを得ないかと存じます。

○中村(正男)委員 一応今の答弁、現時点ではこれが限界だろうというふうに存じますので、この

辺でおいておきたいと思ひます。

そこで、先ほどの答への中で、減税はことしに限ったことではない、さらに来年度以降についても十分考えていかなければならぬ、そういう御意思が出ておったと私は思うのですが、新聞では大蔵省という形での報道で、それなりに六十三、六十四年あたりまで一定の数字も出ておるようでございますが、財政当局者として、大蔵大臣として来年度以降の減税についてはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 ただいまのお尋ねの意味は、六十二年はともかく何とかなるのであらうが来年度以降はどう考えておるかという、実はその点は私どももまことに苦慮いたしております。来年度につきましては税収見込みもあるいは歳出等々まだわからない状況で、減税の幅だけがここで決まってしまうということに事実上なるわけでございますので、その財源をどういたすかということとは実は大変に難しい問題でございます。

本来、政府としては歳入中立ということをお願いをいたしたいと考えておりましたし、またいわゆる非課税貯蓄、マル優の課税の問題も急に財源にはならないということ等がございまして、大変に苦慮をいたすところでございます。しかし、そのような決定が国会の御意思としてなされまして際には、これはやはり歳入歳出全体を通じていろいろな工夫をしていけば財源をつくっていくかなければならぬ。ただいま、六十三年度においてそれにどう対応するかというのを申し上げることができない段階でございますけれども、何かそういう工夫をいたさなければならぬ。苦慮をいたしております。

○中村(正男)委員 今国民が知りたいのは、この減税はもろんのことですけれども、少なくともこれから三年間、今のこの円高不況を克服し、個人消費を中心とした内需の拡大を図っていくためには、当面ここ二、三年の減税はどうなっていくのか、これをあわせて今度のこの国会審議の中で国民は知りたい、またそれを知ることが、

今閉ざされているといひますか、いささか持ち直してはおりますけれども、より旺盛な個人消費を引き出すことになるわけですから、もう概算要求の段階でございしますから、せめて六十三年度についてそれなりの減税はやる、やるのであればやる、規模としてはこの程度はやらなければならぬというふうな意思は、むしろ積極的に宮澤大蔵大臣の御主張からしても私はやっていただきたい、こう思うのです。

その辺くどうでありませうけれども、まあ財源は、六十二年の決算剰余金も、恐らく六十一年度と同じようなあるいはそれ以上のことが見込まれておると思ひますし、後ほど質問していきますが、このN.T.T.の売却益金のその見通しも絡めて考えますと、マル優廃止はともかくとして、その財源には当面、私は六十三年度も全くないということではないと思ひますので、踏み込んだ発言をやつてもらうことが、この六十二年の所得税制の改正論議にも非常に弾みがつくと私は思うのですが。

この委員会の論議というのは上滑りといひますか、なかなか本音の論議がございせんので、本当に我々もそういつた面では質問しながら失望しているのですけれども、むしろ国民はその中身、来年度はどうなるのかということを今知りたいわけですから、そういうことを思い切つてひとつ出してもらいたい。もう余り総理に御遠慮もなさなくともいい時期に来ておりますので、ぜひひとつ大蔵大臣のお考えをもう一度お聞きしたいのです。

○宮澤国務大臣 私といたしましては、先般八月七日に各党間で合意の見られました四点につきまの減税等々の措置は、これは当然のことながら昭和六十三年度に方向から引き継がれていくというふうな考えておりますので、所得税について申しますれば、いわば一兆三千億円に二千億円の積みがあるということは、明年度以降こういう所得税制になるということを覚悟しておかなければならない、それはそのように考えております。

その場合にどういう財源措置をするかということになりますと、先ほど六十一年度において相当大きな自然増収があったではないかと言われまことはそのとおりでございます。そこで、もしこの自然増収が一般的に経済の好転を反映したものであるといたしますならば、六十二年においてもある程度の期待ができる、そういう部分が全くなければ申し上げませんけれども、いかにもこの六十一年度の自然増収を分析いたしますと、経済情勢の一般的な反映というよりはや一時的な要素が自然増収に反映されている部分が多い。したがって、これをベースに六十二年の自然増収を予測することはどうも危険があるというふうに考えておりました。その点で、この先につきまの樂觀的な見通しが今の段階でなかなか申し上げられないというのが事実でございます。

ただ、私としては、国会の御意思として今度このような所得税減税が実現すると思ひますと、これはどうしてもそのためそれを賄つてまいらなければならぬのが大蔵大臣の職責でございますので、あらゆることをいたしましてそれは実現をするような財政措置を講じてまいらなければなりません、こういうことは考えております。

○中村(正男)委員 ことしの減税規模がどう決着をするのか、当然それを土台にした六十三年度の所得税の減税もこれは考えなくてはならぬ、私はこういうニュアンスとして一応受け取っておきたいというふうに思ひます。我々の主張はことし、六十二年二兆円の減税要求をしておりますけれども、これは単に六十二年単年度だけではなしに、せめてその程度の規模の減税をここ三年間ぐらひは継続的に実施をしていけば相当の内需拡大の効果が出てくる、こういうふうな考えの要求でございしますし、その辺では基本的に与党それから政府との考え方にそんなに大きな違いがないと私は思うのでございまして、今の答へ、いささか慎重な答へでございしたけれども、私は、積極的に六十三年度もことし以上の減税をや

るといふうな決意で臨んでいただきたいと思いますが、最後に、今の問題についてもう一度その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○宮澤國務大臣 同じことを繰り返しまして恐縮でございますが、そのような財政事情及びそのような見通し難でございますので、何とぞ所得税の減税規模につきましては、この八月七日の四党の御議論の範囲内においてとどめていただけないものであらうか、行政府といたしましてはそれを重ねてお願いを申し上げます。

○中村(正男)委員 後ろで応援団がかなり申されておられるようですが、時間も経過しております。次に移っていききたいと思います。

私は、この法案に関して、それから今の減税の議論、この関連で整理して申し上げますと、今までの議論では今回の株の益金の使い方、こういう使い方です。財政再建、国債償還との絡みで最良の選択であったのか。今、日笠委員の質問でもございましたけれども、これはだれが考えても、返ってくるには半分ぐらいは目減りして、合意の最良の選択であったかどうか、これが一つ今度の議論ではあったと思います。

それからもう一つは社会資本の整備ということでございますが、こういう形での公共投資型、従来の公共投資とそんなに大きな変わりはないと思うのですが、これで潜在的な需要を引き出しての内需拡大の効果が果たしてどの程度望まれるのか、これも疑問のあったところでございます。

そしてもう一つは、この一連の法案の大きな重要な目的であります緊急経済対策というところであれば、今慎重な答弁に終わっておりますが、むしろこの減税の上積みについて使うのが一番適切な経済効果を生むのではないかと。この三点が今日までの議論ではなかったのか、私はこう思うのですが、改めて大臣の今日までの議論を通じての見解をもう一度お聞きしたいと思います。

〔中川(昭)委員長代理退席、委員長着席〕
○宮澤國務大臣 この社会資本整備勘定からの支出の目的でございますが、従来の公共事業ではな

かなか手の届きにくいところ、あるいはさらにそれを緊急に面的な面で施行する必要がある部分、あるいはまたその上で民間のいわゆる民活を助けたいといったような意図から、新しい構想としてお願いをいたしておるところでございますから、これはそれなりに従来と違った面での、あるいは違った地域にわたっての社会資本の整備が行われることになるであらうと期待をいたしております。

確かに言われますように、これだけの財源があったときに、将来のことは別にいたしまして、これを減税に使った場合の効果というものは無視できないところでございますけれども、そういった場合には、いつときそれによりまして大きな効果がありまして、その減税を将来に向かつてどうやって財源的に担保できるかという問題がございますので、私もとしてはこのような選択をいたしました。我が国が社会資本の整備が十分でございましたならば、こういう選択はむしろなかなかし得ないところであつたと思いますが、幸か不幸か非常に社会資本の整備がおくれておりますので、そのためにこれを使うことが有用なのではないかと、いふふうに考えたわけでございます。したがって、その用途につきましては、仮に民法法等の改正がございましたような場合には、そういうことも考えながら、なるべく広くこの目的が達せられるように運用してまいることがいいのではないかと考えておりますが、考え方の基本はそういうことでございます。

○中村(正男)委員 そこで、第一点目の財政再建との関係であります、改めて確認をしておきたいのです。

今進められております国債償還は、いわゆる六十年償還ルールに基づいて六十二年も実施をされておりますし、六十二年もその方向で進められておる。当面この償還ルールの見直しはやられず、特に来年度の予算策定に向けてこのルールはそのままいかれるということなんでしょうか。

○宮澤國務大臣 私の気持ちの中では、変更しないことを前提にいたしております。

○中村(正男)委員 そうしますと、今度はNTTの益金の見直し、これがどの程度になってくるかという問題なんです、六十二年、第一回の売却を基礎に考えますと、恐らくこの秋に売り出される百九十五万株も売り出し価格がそんなに大きく低下することは考えられないのじゃないか。低く見積もっても二百五十万円くらいで、もう時間的にもそうないわけでありまして、最低でもそのくらいの相場で売買がされると思うのですが、仮にそれで計算をしますと約五兆円、四兆八千七百五十億円という数字になるわけです。それで、この国債償還ルールに基づく使われ方をして、その差し引きを考えますと、約三兆円の数字が出てくるわけですね。そういう計算は間違っておるのでしょうか、どうですか。

○斎藤(次)政府委員 先生の御質問、いろいろ前提がございまして、一つには、二百五十万円が本当に売れるかどうかという問題はまた今後の問題でございますが、仮にいろいろ手数料等を差し引いてもとにかく一株当たり二百五十万円が入るといたしますと、確かに四兆八千七百五十億円の収入があるわけでございます。ただ、今申しました国債の六十年償還のルールによりまして、国債償還に要する金が約二兆二、三千億要するわけでございます。それから、財政制度審議会の答申もいたしております。それから、国債整理基金としてはいろいろ国債管理政策上、手持ちの余裕資金も持っておく必要があることを考えますと、金額につきましては三兆という額はかなり下回るのではないかなというぐあいに考えておるわけでございます。

○中村(正男)委員 かなり下回るといってお答えなんですが、私の場合は単純に四兆八千七百五十億円から一兆八千八千を差し引けば三兆円、これはおよその額を申し上げたのですが、一応当局として、それでは具体的にどのくらいというのか、これは予算ですから一定の見積もりをしておかなければいけません。その数字はどの程度見ておられるのですか。

○斎藤(次)政府委員 仮に一株当たり二百五十万円の収入があったといたしますと、確かに四兆八千七百五十億の収入がございまして、六十二年のネットの国債償還額は一兆八千三百億でございます。正しく申しますと二兆三千億でございます。これが六十二年、三年のネット償還額でございますが、それを差し引きしますと余裕資金のいわば残高としては二兆五千六百五十億ということになります。これから売却の経費、これは恐らく千億を上回るだらうと思ひますが、それと手持ちの余裕資金として仮に一兆を持つといたしますと、完全に活用可能額は約一兆四千億程度ということになるかと思ひます。

それで先生の御指摘との差額は、国債のネット償還額の差額が約五千億でございます。それから、あと手持ちの余裕資金としてどれだけ持つかという形で、これを仮に一兆と置きますと、当然のことながら三兆が約半分ということですから、それに手数料など千億くらいは取られますので、それを差し引きしますと約一兆四千億程度かな、これは二百五十万円で売れるかどうかということもございまして、一応仮定計算でございますが、そういう結果になります。

○中村(正男)委員 相当余裕資金といいますが、その数字が私にはまだ十分理解できないのです。が、決算をしてみると、いやそうではなかった、二兆円以上あるいは二兆数千億円の益金が出てきたというふうな結果になるような感じが私はするのです。

今、極めて低目に見積もっておられますね。しかしそれにしても、今当局の方から説明のあった極めて安全係数を見越した数字でも、一兆五千億円くらいは見込めるわけです。そうしたらことしの減税、政府が今提案されておるのは一兆三千億円で、どこまで上積みがあるかわからないにしても、来年度も少なく見積もってもその程度の減税規模であれば、これだけでも仮に減税に回すとするならば十分賄える。まして六十三年度の売却も

同じような、そんなに大きく経済が変動するわけでもないし、ここの面、国民が期待して三年間二兆円規模の減税は、このNTT株の売り払い益金をベースにしても十分賄えるし、国民にそのことを約束しても数字的に大きくそこを来すことはない、国民がそれに非常に期待すると私は思うのですが、どうですか、それは全く減税に回さないというお考えなんですか。

○宮澤内閣大臣 それは減税ということになりますと、これは将来恒久的な制度でございしますから、仮に今おっしゃいましたような仮定をそのまますま前提にいたしまして、三年間はそれくらいのものであるではないかということが言えたといいたしまして、しかし、減税そのものは恒久財源を必要とする、それから後はどうなるのかということも考えておかねばいけませんし、かたがた、これを減税に使用したときには、国債償還の財源を将来そのときに失ってしまうわけでございますので、本来この資金を国債償還のために使いたいという、棄損せずに、いわば減らすことに使いたいという基本的な構想はそこで崩れることになってしまいます。そういうような意味から、NTT株から仮に予想以上の余剰金が政府に入ってきたら、私としてはどうもいかなるものであろうかと考えております。

○中村(正男)委員 減税に使ってしまうと何か全部なくなってしまう、せっかくのNTTの益金が全部消えてしまう、こういう考え方に非常にこだわっておられるように思うのです。我々は、減税というのはあくまでも勤労者あるいは国民全体の可処分所得をふやして、それが個人消費に回って内需を刺激していく、これは当然またそれぞれの分野での税収として大きく富を持って返ってくるわけですね。そのことに期待する政策でなければ、私が最初にこの減税は何のためにやられるのですかと言ったら、大臣はそういう答弁をされたわけですから、益金を使うときにはそれはもう返ってこないんだと言いがら、しかし今回政府が

実施しようとする減税の考え方には内需拡大を大きく期待している、それは将来の財政再建にも大きく寄与する、こういうふうな答弁されている。非常にうまくこういう使い分けをされているのです。極めて矛盾なんですよ。そこには全然別の次元での考え方が出ているのですが、ちょっと納得できぬのです。

○宮澤内閣大臣 それは中村委員の言われますことは、減税をすればそれだけの経済的な効果があつてやはり国の経済全体が成長をしていって、その結果として大変に財政収入だつて結局ふえるかもしれない、いろいろなことを考えれば、減税に使った金はなくなった金だ、そう考えることは単純過ぎると言われます意味は、私にも実は決してわからないわけではございませんが、さあそうなるかならないかということになりますと、やはり大蔵大臣としては、ある程度かた目のことをどうも考えておかねばならない。先々この株がどう売れていくかということまで、先ほどいろいろ前提にお立てになりました幾つかの点についてまで、一つ一つ仮に疑ってみるということをしてざるを得ないというのが私の立場でございます。

○中村(正男)委員 私どもの主張は、今一番大事なことは政府の主導で国内全体の潜在的な需要を開発していく、そこに思い切った予算措置をしていく、これが一番重要じゃないかという立場に立っているわけですね。

そこで、ちょっと観点を改めて、そういう意味合いで今やらなければならぬことについて少し別の次元で聞いてみたいと思うのですが、通産省、お越しですか。――実は、電機産業でつくっております労働組合で、今回、円高の影響により非常に輸出が減少してきておりますが、それが雇用にどのような影響を及ぼしておるのか、こういう分析をしたデータがございします。通産省の方には、もうこれをお渡しして御理解をいただいておりますので、大臣には初めてでございますが、少しその結論だけを申し上げたいと思うので

す。六十一年の輸出の実績、これは全産業でございしますが、前年比六兆六千億円減少しております。減少率は一六％であるわけですが、この結果、全産業で八十八万六千人、製造業で六十万二千八人の雇用に大きな影響が出ておるわけです。電機産業だけでも十一万四千人の雇用の減少をもたしております。

さらにこの円高が、円レートがこの水準で仮に推移をしていくといたしますと、海外直接投資がまだ一層進むと私は思うわけです。いわゆる海外に生産の拠点を移していく、こういうことが考えられるわけですが、これにつきましても、アブライドリサーチ研究所というところとタイアップして調査をいたしております。その数字を申し上げますと、一九八三年の時点では製造業で十九万八千八百五十六人、海外直接投資による雇用に対する影響が出ております。電機産業では五万二千八百八十人。

それを二つのケースでもって一九九五年をシミュレーションしてみますと、ケースⅠというのは、直接投資の増加率を八五年から九〇年にかけて製造業で九・七％、電機産業で二・九％の数字を設定しての結果であります。九〇年から九五年では製造業で七・一％投資が増加していく、電機産業では一〇・四％。こういうケースⅠで見ても、一九九五年には製造業で五十五万九百七十六人雇用が減少する、電機産業では二十三万四千三百八十一人雇用が減少する。このケースⅠの増加率というのは低目に見積もった数字だ。もう一つの数字でもってケースⅡを考えてみますと、これは八五年から九五年の十年間であります。製造業で一六％、電機産業で二二％の増加率として試算をいたしますと、製造業全体で何と八十四万四千百十三人、電機機械産業で四十六万百十四人の雇用が減少する。今、電機産業をざっと見て百二十万人ですか。ですから、三分の一強は職場を失う、こういう数字になってくるわけです。

私が申し上げたいのは、今一番必要なことは、よりハイテク化あるいは情報化に向けての政府主導の国内の潜在需要の開発をやらなければならぬ。本来、このNTTの株の売却益金をむしろそういうところに使うべきだ、こう私は主張したいのですけれども、これは言ってみれば公共財産の処分でありまして、全国的にという形に使われませんので、そういう主張はいたしません。しかし、政府の予算で思い切ったこういう情報化、ハイテク化に向けての潜在需要の開発というものを積極的に進めないことには、今回のこの法案のように単なる公共投資だけでは、いわゆる建設業界主体の雇用にはそれなりの影響はあるかわかりませんが、製造業全体の雇用には全然有効な働きをしない、そういう立場を私はとっておるわけです。

そこで、通産省が来ておられると思うのですが、少し本題と外れると思ひますけれども、しかし内需拡大という面ではむしろこの際大蔵大臣の前で、びしっと通産省としてのそういう問題意識というものを私は出してもらいたい。この六十三年度の予算に相当な規模の予算化を要求してもらいたいと思うのであります。通産省の考え方を示していただきたいと思います。

○広瀬説明員 産業構造の調整に伴います雇用の問題につきましては、私どももいろいろ勉強させていただいております。先ほど先生のお話になりましたシミュレーションにつきましても、私も何となくおぼろげに聞いておりましたけれども、これは中身につきましては少し私どもの計算と違ふところもございしますが、これはまた勉強させていただきたいと思っております。

問題は、産業構造調整に伴って雇用機会の喪失をどういふふうにかばうしていくかということだろうと思ひますけれども、御指摘のように、今後、技術開発とか情報化といったような産業技術のイノベーションの成果を新たな産業分野に生かしていく、そのことによって新たな産業を興していくということが非常に大事なことであり、いふに考えております。そういう観点から、情報化とか技術開発の関係の施策を強力に進めていくとい

うことが非常に重要だというふうに認識をしております。現に、今年度から施行させていただいております産業構造転換円滑化臨時措置法といったようなものを的確に適用いたしまして対応しておりますわけでございますけれども、御指摘のように今六十三年度予算編算要求の検討中でございますが、その中でも情報化とかハイテク関係の予算に十分配慮したものをつくっていきたいというふうに考えております。

○中村(正男)委員 時間が迫っておりますので、問題提起だけにとどめます。ぜひひとつ、大蔵大臣に理解をいただきたいと思うのです。十分御理解いただいておりますけれども、例えば前川レポートによりまして、いわゆるそういった産業調整に思い切った手を打たないことには雇用のミスマッチが非常に予測される、このまま何ら有効な手打たが講じられなければ二〇〇年には知識専門職で約三百万人不足をする、逆に工場の直接作業者は三百万人余る、今から情報化、ハイテク化に向けての精力的な予算化、取り組みが必要だ、こういう指摘もございします。たまたま公共投資にこの資金を使うという法案が出ましたので、私もその主張はそういうところじゃなしに、もっと国内の潜在的な需要の開発を政府主導でやってもらいたいということだけ主張しておきたいと思ひます。

そこで、この法案のポイントだけちょっと聞きましておきたいと思ひます。
建設省、国土庁もお越しをいただいておりますので、具体例で一、二ちょっとお聞きをしたいと思うのですが、実は私の選挙区にもあるのですが、住宅・都市整備公団を中心に今木造賃貸住宅地区総合整備事業というのが進められております。東京都内、京阪神、全国で合計十九カ所が指定されておまして、特に住宅環境の著しく悪い地域三カ所、これは密集地区、こういう取り扱いをされております。私の選挙区では、大阪の寝屋川市というところの東大田地区、これは新聞にも大きく出たのですが、そこは具体的な整備計画に

基づいて都市の再開発をやる、こういう事業が行われつつあるのですが、仮に今度のこの法案では、こういったことに対してはどのタイプが適用されて、どういうふうな具体的な資金の手当てがなされるのか、ちょっとお聞きをしたいのです。

○三井説明員 お答え申し上げます。

先生御指摘の木造賃貸住宅地区総合整備事業につきましては、五十七年度より予算化をさせていただいておるところでございますが、これは任意の事業でございます。法律に基づいていない、予算上やっております事業なわけでございます。今回のNTT法におきましては、法律に根拠のある事業を対象とするというふうになされております。結果、NTT分の予算の配分はしないということになっておるわけでございます。ただし、御承知のとおり、我が国の居住水準はまだ劣悪な状況でございます。特に、木造賃貸住宅の解消は私どもとしても大事な事業でございますので、毎年一般会計の、いわゆる通常の予算といいますが、これに毎年一〇%ずつ伸ばしておきまして、予算上はそういう形で進めさせていただく、来年度の要求におきましてもうひとつの観点から、ゼロシーリングの中でございしますけれども、伸び率は伸ばしていきたいというふうに考えているところでございします。

○中村(正男)委員 ということは、せっかくこのA、B、Cという細かく区分けをした使われ方をしながら、都市問題、とりわけこういう住環境の整備なんかにこの資金が使われたい、これは何とも理解できないですね。もっとこういう資金を、しかもこれは単年度に集中して配分されるわけですから、こういう緊急的な事業にこそ使われたいとしかるべきだ、私はこう思うのですけれども、大蔵省の考え方はどうなんでしょうか。

○斎藤(次)政府委員 建設省の行っている木造賃貸住宅地区総合整備事業というものが対象になるかならぬかという御議論でございますが、基本的に今度のA、B、Cタイプの中でそれぞれ、Aタイプは収益性のある公共事業、Bタイプは面的開

発で一体的緊急整備、それからCはいわば民生活等の法律に根拠のある民生活事業に対する融資というふうな仕切りになっておるわけでございます。したがって、この木造総合整備事業はその分野になかなか入りくいわけでございますけれども、実はBタイプの公共事業というのは在来型の公共事業といわば代替性を有していると申します。基本的には片方は面的緊急整備の整備というところで重点的に配分をするわけですが、その分在来型の方のいわば振り回しと申しましようか、編成の余裕もできるということなので、私どもとしては、この木造賃貸住宅地区総合整備事業の重要性はよく認識しておりますので、建設省とも相談をいたしまして、来年度の予算編成に当たりましてその重点的な配分をぜひ心がけたいというぐあいに考えておるわけでございます。

○中村(正男)委員 国土庁にもお話をいただいたので、関西文化学術研究都市構想、これはスタートしておりますが、これにはどういった適用がされるのですか。

○三井説明員 関西文化学術研究都市におきましては、将来、文化活動とか研究活動とか研究の交流活動とかいろいろな活動がなされるものと思ひます。そこで、そういった諸活動を推進していく上で中核となるような施設につきまして日本開発銀行の無利子融資をしていただくように、国土庁として要望しているところでございます。

○中村(正男)委員 それでは、基本的なことを最後に聞いておきたいと思うのですが、社会資本の整備、これが一つの大きな目的になっておると思ひます。どういった社会資本の整備を中心にこの資金を回そうとおられるのか。

私の主張だけ申し上げます。私は、もう余りばらまきの地方だとかどうとかというのじゃなしに、欧米に比べてとりわけおくれおる社会資本といえは、下水道にしてもそれから公園の一人当たりの面積にしても、都市生活にかかわる点が一歩見劣りすると思うのです。したがって、余り広範に用途を広げるのではなく、都市生活に重点

を置いた思い切った使われ方をすべきじゃないか、とりわけ下水道に絞ってもいいのじゃないか。一切ほかのものに使わずに、三年間で少なくとも五兆円くらいの予算規模が見込まれるわけですから、これを下水道にぎぎ込めば私は相当な効果が出ると思うのです、それだけに一点集中主義で。

この下水道の事業というのは、農業基盤整備よりも配分が少ないですね。これは御存じです。それでいて、なぜこの下水道がより普及しないのかというのをしよつちゅう政府の方からも言っておるわけだけれども、そういう都市生活に絞って、下水道に絞るべきじゃないか、そういうことについてはどうですか。余り広範に広げ過ぎた……

○斎藤(次)政府委員 今回のNTT活用法案のねらいも、一つには面的な開発と一体的緊急に整備をする公共事業ということで、そういう重点的配分を何とか行いたいというねらいも込められておるわけでございます。

ただ、下水道だけに全部集中すると申しますのは、やはり公共事業予算というのはそれだけの目的があり、それぞれの使命を有しておるわけでございまして、農業基盤整備事業も高生産性農業の確立とか食糧の安定供給ということ、非常に重要だという御主張をなさる方々もおられるわけでございます。ただ、下水道事業に重点的に配分する必要はあるというところは、私も十分認識しております。今度の補正の配分に当たりまして、建設省とも相談しながら重点的配分を行つたところでございします。例えば昭和四十年と六十二年と比較しますと、農業基盤整備費はその間九・二倍でございますけれども、下水道の予算額は四十三・六倍ということで飛躍的に拡大しているということ、私どもも下水道整備には十分重点を置いて、従来から意を用いているというところを御理解いただきたいと考えます。

○中村(正男)委員 伸び率は確かにそうなっているのかもわかりませんが、絶対額ではまだ、六十

二年度の当初予算では下水道が六千五百六十六億二千七百万円、農業基盤整備は八千五百五億四千八百万円。絶対額では、絶えずまだ農業基盤整備を追い越してはいないのですよ。それだけ都市生活の一番基本である下水道というのは、かけ声ばかりで予算が全然具体的に伸びないのですよ。ですから、私はもう一度この主張をしておきますが、ぜひ一点主義、都市生活中心に、とりわけ下水道に重点的な配分をしていただきたいと思っています。時間が参りました。結論的に、今回の法案に対して言うならば、私は小手先での社会資本整備という印象をぬぐえない、これが一つ。それから、認定基準あるいはどこでどういう形でそれが認可をされていくのか、そのことも極めて複雑、いたずらにこれはあるいは陳情合戦等が行われていくと思いますし、従来の公共投資との線引きが一体どうなされるのか、それも大変不明確だと私は思います。より公共投資に偏り過ぎて、さっきから言っておりますが、国内の潜在的な需要開発推進という点とのアンバランスがより拡大をするというふうな懸念を持ちます。

最終的に言わせていただきますと、大蔵省の各省に対する予算編成権の強化、そういった、より権限の強化が色濃い法案だというふうに私は申し上げまして、最後に大臣の御見解をお聞きして終わりたいと思います。

○宮澤国務大臣 先ほど下水道等について御見解をお示しになりましたが、確かにそれは私も同感でございます。先般の補正予算でこのNITの活用をさせていただきまして、その結果、いわゆる生活環境関連の公共事業におけるシェアが当初予算の一五から二〇にかなり目立って大きくなっておりまして、私どもは、やはり一つはそういうことにこの重点を置いてまいるべきであらうというふうに考えております。

○中村(正男)委員 終わります。

○池田委員長 次回は、明十九日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

大蔵委員会議録第二号中正誤

ペジ 段 行 誤

二 三 二二二、三十円 正 二二二、三十万

七 二 二 聞き耳 聞く耳

昭和六十二年八月二十一日印刷

昭和六十二年八月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局